

平成 27 年 3 月 31 日

砥部町告示第 65 号

(目的)

第 1 条 砥部町見守りネットワーク事業（以下「本事業」という。）は事業活動を通じて高齢者と接することの多い民間事業者等と連携することにより、異変のある高齢者や何らかの支援を必要としている高齢者を早期に発見し、必要な支援を行うなど、地域社会全体で高齢者を見守る体制を確保し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 協力事業者 見守り対象者の発見及び情報の連絡を担う民間事業者等で協定を締結したもの

(2) 実施機関 砥部町地域包括支援センター

(実施主体)

第 3 条 本事業の実施主体は砥部町とする。

(事業内容)

第 4 条 本事業は次に掲げる事項を行う。

(1) 協力事業者及び実施機関は見守りネットワークの構築に取り組み、発見及び情報の連絡から支援に至るまでの相互連携を図る。

(2) 協力事業者は、異変のある高齢者や何らかの支援を必要としている高齢者を発見した場合、実施機関に情報の連絡を行う。この場合において、高齢者の生命、身体及び財産を保護するために必要があるときは、警察署又は消防署に通報を行う。

(3) 実施機関は、情報の連絡を受けた場合に、高齢者に対して必要な支援や対応を行う。

(協力事業者の参画)

第 5 条 協力事業者は、砥部町と協定書を締結することで本事業に参画する。

2 次に掲げる事業者及び業種等は、協力事業者として参画できないものとする。

(1) 各種法令に違反している事業者

(2) 暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りうる相当の理由のある事業者

(3) 債権の取立て、示談の引受け等を業とするもの

(4) その他町長が協力事業者として参画することが不相当と判断した事業者及び業種

(個人情報の取り扱い)

第 6 条 個人情報とは、砥部町個人情報保護条例（平成 17 年砥部町条例第 165 号。以下「保護条例」という。）の規定によるものとし、高齢者のプライバシー保護の観点から特に慎重に取り扱うものとする。

2 協力事業者は事業の実施により知り得た個人情報を、この事業の目的以外に利用、漏洩してはならない。また、この事業の構成員でなくなった後も同様とする。

3 実施機関が支援を行う場合の外部提供情報は、保護条例第 8 条を適用するものとし、その情報は、高齢者の発見及び支援等に必要最小限度のものとする。

4 提供先における情報の取扱いは、保護条例第 4 条を適用するものとし、実施主体は協力事業者

に対し、個人情報の重要性について周知を図るものとする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、事業実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。